

## 「新規中小企業者」及び「みなし大企業」の確認について

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の改正により、契約相手先について「新規中小企業者」及び「みなし大企業」の確認の必要が生じたので、下記項目についてご回答くださいますようお願いいたします。

(住所)

---

(社名)

---

### I. 新規中小企業者の確認のためご回答ください。

1. 設立年月日(中小企業者)又は開業年月日(個人事業者)を西暦で記載してください。

\_\_\_\_\_年 月 日

※新規中小企業者の定義

設立10年未満の中小企業者又は開業後10年未満の個人事業者

### II. みなし大企業についてご回答ください。

1. みなし大企業である

はい

いいえ

※みなし大企業の定義

①発行済株式の総数又は出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者

②発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

1で「はい」とご回答いただいた方のみ2以降の質問にお答えください。

2. みなし大企業の定義でいうと①～③のどれに該当するかご回答ください。  
(該当の番号に○をつけてください)

①

②

③

---

3. 定義の中に該当する大企業名を記載ください。

---

---

---

---

---

なお、今後「みなし大企業」となった場合、又は「みなし大企業」ではなくなった場合は、岐阜大学財務部経理課収入・支出係(058-293-2109)までご連絡くださいますようお願いいたします。